

札幌循環器病院における医療安全管理指針

1. 医療安全管理に関する基本的考え方

効果的な医療安全管理体制を構築し、組織全体で適切な医療事故防止対策を展開し、患者さま主役の医療を第一と考え、患者さま・家族との良質な信頼関係を構築する。患者さま・家族・医療従事者のパートナーシップを強化し、安全で最良の医療を提供する。

2. 医療に関わる安全管理のための組織に関する基本的事項

適切な医療安全管理を推進し、安全な医療の提供に資する医療安全管理部門を設置し、当院院長を委員長として主に各部署長で構成する。なお当院における具体的な医療事故防止を図るために医療安全管理対策委員会を設置し、各部署のリスクマネージャーで構成する。

3. 安全管理のための職員研修に関する基本方針

医療事故防止に係る職員の意識改革と安全管理意識の高揚並びに医療資質の向上を図るため、全職員を対象とした教育・研修を年2回以上実施する。

4. 医療に関わる安全確保を目的とした改善方策に関する基本方針

医療事故防止の具体的な要点を定める医療事故防止マニュアルを作成し、必要に応じて随時改訂を行う。医療事故及び医療過誤が発生する危険性のあった事例については、速やかに対応処置を講じるとともに確実・迅速な報告を行い、報告された医療事故等については事実関係を把握し、原因分析調査を行い改善防止策を立て周知徹底する。改善策が有効に機能しているか点検・評価し必要に応じて見直しを図るものとする。報告に関しては個人の責任追及のためではなく病院システムを改善するためのものである事を周知する。

5. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

第一に患者さまの生命及び健康と安全を最優先に考え行動し、家族への連絡・説明は速やかに、主治医が事実を説明する。事故の状況は経時記録を行い、事実のみを客観的かつ正確に記録し、事故状況や説明内容を記録して、定められたフローチャートに則して病院長へ報告する。事故が発生した場合は、速やかに事故原因の究明、今後の対策を検討するため、事故調査委員会を設置する。院長は必要に応じて関係機関への報告・対応を行う。

6. 当該指針の閲覧に関する基本方針

当院のホームページにも掲載し閲覧の推進に努めるとともに、患者さま・家族等からの閲覧の求めがあった場合はこれに応じるものとする。

7. 患者さまからの相談への対応に関する基本方針

患者さま及び家族等からの苦情及び相談については、医療安全管理者及び担当者が窓口となり、ご意見を医療安全管理に反映していく。

8. その他医療安全の推進のために必要な基本方針

本指針の内容については、病院長・管理責任者・医療安全管理対策委員会等を通じて、全職員に周知徹底する。本指針の改訂は医療安全管理対策委員会の承認で、医療安全管理部門の決定により行う。

令和 7 年 3 月 1 日
札幌循環器病院
医療安全対策委員会